

### 3 弁当の提供（候補者負担）

下記の条件を満たせば、選挙事務所で弁当を提供してもOKです。

#### 〔弁当提供の条件〕

提供者：候補者

期 間：立候補の届け出をした時から投票日の前日までの間

対 象：選挙従事者（応援弁士を含む）（P.99を参照）

用 途：選挙事務所で食べるため

場 所：選挙事務所で渡す

数 量：総数＝45食×選挙運動期間

※総数以内であれば、どのような配分で弁当を提供してもOK

価 格：「一人につき、1食あたり1,500円以内、1日あたり4,500円以内」  
の基準にしたがい、都道府県の選挙管理委員会が定める額



#### 要約筆者

要約筆記とは聴覚障がい者への情報保障手段の一つであり、話されている内容を要約し文字として伝えることを言う。また、この作業に従事する通訳者のことを要約筆者と呼ぶ。

■ 選挙運動期間中の選挙従事者への報酬支給・実費弁償・弁当提供についての制限

| 対象   | 報酬の支給   | 実費弁償   | 弁当の提供   |
|--|---|--|---|
| <b>労務者</b><br>【有権者への働きかけ不可】<br>人数制限なし                                      | <b>可（届出不要）</b><br>・ 1日10,000円以内（弁当実費との合計）<br>・ 超勤手当1日5,000円以内<br>※ 1      | ・ 旅費・交通費実費<br>・ 宿泊料1泊 <b>20,000</b> 円（食事料含まず）<br>・ 弁当料・茶菓料は不可<br>※ 3   | ・ 提供した場合は、報酬から弁当の実費額を差し引く   |
| <b>選挙事務員</b><br>【有権者への働きかけ不可】<br>1日50人以内（期間中250人まで異なる者を届け出て支給できる）※ 4       | <b>可（事前届出必要）</b><br>・ 1日10,000円以内<br>・ 超勤手当不可<br>・ 氏名等届出日から投票日前日まで<br>※ 2 | <b>選挙事務員と車上運動員は第197条の2の2項で実費弁償+報酬可となっている。</b><br>・ 旅費・交通費実費<br>・ 宿泊料1泊 <b>23,000</b> 円（2食分含む）<br>・ 弁当料1食 <b>1,500</b> 円<br>1日3,000円<br>・ 茶菓料1日 <b>1,000</b> 円<br>※ 3 | <b>選挙事務所で渡すものに限る（政党の選挙事務所では不可）</b><br>・ 立候補届出後から投票日前日まで<br>・ 1食 <b>1,500</b> 円<br>1日 <b>4,500</b> 円以内（選管が告示）<br>・ 期間計で45食×日数（選挙運動期間）以内（事務所1カ所増につき+18食×日数）<br>※弁当以外は湯茶・お茶うけ程度の菓子のみ |
| <b>選挙運動員</b><br>（車上等運動員<br>手話通訳者<br>要約筆者）<br>人数は同上<br>（人数制限は選挙事務員との合計数）※ 4 | <b>可（事前届出必要）</b><br>・ 1日15,000円以内<br>・ 超勤手当不可<br>※ 2                      | ・ 旅費・交通費実費<br>・ 宿泊料1泊 <b>23,000</b> 円（2食分含む）<br>・ 弁当料1食 <b>1,500</b> 円<br>1日3,000円<br>・ 茶菓料1日 <b>1,000</b> 円<br>※ 3  | ・ 期間計で45食×日数（選挙運動期間）以内（事務所1カ所増につき+18食×日数）<br>※弁当以外は湯茶・お茶うけ程度の菓子のみ   |
| <b>上記以外の選挙運動員</b>  | <b>不可</b>   |  |   |

※ 1 金額は基準額（選管が決定・告示）。政党に係るものは制限適用なし（社会通念上妥当な額）。

※ 2 候補者の選挙運動に従事する者の金額は基準額（実際には選管が決定・告示）。参院選の比例名簿届出政党は不可。衆院選の政党による選挙運動に従事する者はこの金額（届出不要、期間・人数制限なし）。

※ 3 候補者の選挙運動に従事する者の金額は基準額（実際には選管が決定・告示）。政党による選挙運動に従事する者は制限適用なし（社会通念上妥当な額）。

※ 4 各地方選挙における候補者の選挙運動に従事する者の人数の制限は下記の通り。

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| ○都道府県知事選挙               | 1日50人以内 |
| ●都道府県議会議員選挙             | 1日12人以内 |
| ○政令指定都市市長選挙             | 1日34人以内 |
| ●政令指定都市議会議員選挙           | 1日12人以内 |
| ○政令指定都市以外の市及び特別区の長の選挙   | 1日12人以内 |
| ●政令指定都市以外の市及び特別区の議会議員選挙 | 1日9人以内  |
| ○町村長選挙                  | 1日9人以内  |
| ●町村議会議員選挙               | 1日7人以内  |

（期間中、それぞれこの員数の5倍まで異なる者を届け出て支給できる）